

七間町保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 夢殿会
代表者氏名	理事長 吉田 尚洋
所 在 地	静岡県葵区七間町 1 4 番地の 1
電 話 番 号	054-207-7344
法人設立年月日	昭和 4 4 年 2 月 2 5 日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	・保育所 ・一時預かり事業
運営方針	① 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完をおこなう。 ② 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。 ③ 豊かな人間性をもった子どもを育成する。 ④ 保育に関する要望、意見、相談にはわかりやすい用語で説明し、公的施設としての社会責任を果たす。

3 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	七間町保育園
開 設 年 月 日	平成 3 0 年 4 月 1 日
施 設 の 所 在 地	静岡県葵区七間町 1 4 番地の 1
連 絡 先	電話番号 054-207-7344 F A X 054-269-6110
事 業 所 番 号	21236
管 理 者	園長 小林 かおり
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童【2 号】 1 5 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童【3 号】 1 0 人 満 1 歳未満の児童【3 号】 5 人
職 員 数	1 5 人
嘱 託 医	七間町歯科 静岡県葵区七間町 18-1 054-266-4182 昭府小児科 静岡県葵区昭府 2-6-16 054-253-0252

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日園長が状況により認めた日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間 認定	午前7時～午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間とする。 ※ 午後6時～午後7時までの範囲内で延長保育を実施。 ※土曜日は午前7時30分～午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。（土曜日の保育を提供する時間については、保護者の方の就労の状況や地域の状況を総合的に勘案し、決定しております。）
	保育短時間 認定	午前8時30分～午後4時30分までの間で保育を必要とする時間とする。 ※ 午前7時～午前8時30分まで及び午後4時30分～午後7時までの範囲内で延長保育を実施。 ※土曜日は午前7時30分～午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。（土曜日の保育を提供する時間については、保護者の方の就労の状況や地域の状況を総合的に勘案し、決定しております。）

5 施設・設備等の概要

マンション全体 含

園舎	敷 地	面 積	1 6 5 8 . 2 6 m ²	
	建 物	構 造	R C 造 2 7 階 建	
		建築面積	8 7 9 . 6 6 m ²	
		延床面積	1 9 4 5 4 . 7 0 m ²	
	施設の内容	設備	部屋数	面 積
		保育室 乳児	1 室	2 3 . 7 6 m ²
		保育室 乳児	1 室	3 2 . 2 6 m ²
		保育室 幼児	1 室	6 4 . 4 9 m ²
		調理室	1 室	m ²
		事務室	1 室	m ²
		休憩室	1 室	m ²
		園舎面積		1 8 2 . 8 0 m ²
		延床面積	1 4 4 . 0 9 m ²	
園 庭	ありません。 近くの公園や、姉妹園の提携を考慮致します。			

本園では「静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1 人	保育士 幼稚園教諭 2 級		
主任保育士	1 人	保育士 幼稚園教諭 2 級		
保育士	4 人	保育士 幼稚園教諭 2 級	8 人	保育士
栄養士	1 人	栄養士		
調理員			1 人	
保育補助			1 人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

乳幼児の受け入れ状況等により、員数変動することがあります。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成30年 4月 1日施行）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

（1）保育計画

幼児は歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

乳児は歳児毎に年間・月間及び個別計画書を作成。

（2）毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

0～2 歳児		3～5 歳児
時間外保育	7 : 0 0	時間外保育
土曜開園	7 : 3 0	土曜開園
登園・健康観察	8 : 3 0	登園 ・健康観察
あそび	9 : 0 0	自由あそび
おやつ	9 : 1 0	
戸外・室内あそび	1 0 : 0 0	主な活動
順次昼食		体育・絵画・音楽など
午睡	1 1 : 3 0	昼食
	1 2 : 3 0	休息
	1 3 : 0 0	3. 4. 5 歳児…
目覚め・ 排泄		午睡は個別考慮
おやつ・あそび	1 4 : 3 0	
	1 5 : 0 0	おやつ・自由あそび
順次降園	1 6 : 0 0	順次降園
時間外保育（土曜閉園）	1 6 : 3 0	時間外保育（土曜閉園）
延長保育	1 8 : 0 0	延長保育
水分補給・おやつ		水分補給・おやつ
閉園	1 9 : 0 0	閉園

(3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものとし、安全でおいしい給食を目指し、旬の食材を積極的に取り入れています。 ・健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とします。 ・子どもが生活と遊びの中で意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみあう子どもに成長していくことを期待します。 ・乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を作成します。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。 玄関入口に当日のメニューを展示しています。
アレルギー等への対応	食物アレルギー、体調不良など一人ひとりの子どもの心身の状態に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応します。 その場合は診断書が必要になります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、コドモンにてお知らせします。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、コドモンにてお知らせします。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
絵本代	希望者	6ヵ月ごと	絵本代実費
保育用品代	全 体	入園進級時	2,000 円程度
レンタル布団	乳児	6ヵ月ごと	3,700 円程度
〃	幼児	毎月	605 円

※ 上記のほか幼児については、給食の副食費として、1か月 4,500 円、主食代として 610 円、合わせて 5,110 円を集金日に指定口座（静岡銀行のみ）より口座振替させていただきます。
なお、土曜日の給食につきましては、（週 5 日を月額の基本額として設定していますので）週 6 日目の利用分の加算として、1 日 400 円を集金させていただきます。
園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前 7 時から午前 7 時 30 分まで	日額 100 円
	午前 7 時 30 分から午前 8 時まで	日額 100 円
	午前 8 時から午前 8 時 30 分まで	日額 100 円
	午後 4 時 30 分から午後 5 時まで	日額 100 円
	午後 5 時から午後 5 時 30 分まで	日額 100 円
	午後 5 時 30 分から午後 6 時まで	日額 100 円
	午後 6 時から午後 7 時まで	日額 200 円
保育標準時間認定	午後 6 時から午後 7 時まで	日額 200 円

※ 6 時 00 分を超えた場合はおやつを提供します。

※ 土曜日の保育提供時間は午前 7 時 30 分～午後 4 時 30 分です。

※ 午後 7 時以降は追加料金として 30 分単位で 500 円かかります。

※ お迎えの時間が予定より 30 分超える場合、またはお迎えの人が変わる場合は、ご連絡下さい。

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11 非常時の対応

(1) 非常時の対策

管轄する警察署	静岡中央警察署
消防計画	R3 年 9 月策定・届出済
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月 1 回実施
避難場所	常磐公園
園児の引き渡し	震度 5 強の地震、予知情報の場合、園で直接引き渡し * 警報発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され「特別警報」が発表された場合は、重大な災害の危険が著しく高まっていると判断し、2 号・3 号認定の子どもに関係なく自宅待機または臨時休業等になります。

(2) 風水害時の自宅待機、臨時休業の取り扱い

安全に留意し登園させてください。ご家庭の判断、事情によりお休みする場合は、園に連絡をお願いいたします。

自宅待機の条件		暴風警報が発令された場合は原則自宅待機とする
	入園児	保育のしおり
	年度当初	お知らせ配布
	警報発令が予想される日	コドモンにて送信連絡 (園配布の文書で保護者が判断)
	当日朝	コドモンにて送信連絡
	自宅待機解除及び休業決定	コドモンにて送信連絡

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入予定です。

加入保険会社	損保ジャパン日本興亜	
保険の種類	保育園児等傷害保険・賠償責任保険	
保険の内容	対人賠償	10 億円
	対物賠償	1000 万円

13 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：追手町消防署	
	届出日：令和3年度	
	防火管理者：園長 小林 かおり	
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器	
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施予定	

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 小林 かおり
-------------	-----------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	主任保育士 石上 希	
苦情解決責任者	園長 小林 かおり	
第三者委員	磯田 なつえ	連絡先 054-278-7443
	真子 義秋	連絡先 054-261-5614
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	